

資料1-①

JAS制度の歴史とJAS法について

2022年11月
一般社団法人 日本農林規格協会

目次

JAS法の変遷

- ① 法律名の移り変わり
- ② 対象品目等について
- ③ 制度の枠組みについて

法律名の移り変わり

- 1 昭和25年(1950年)
農林物資規格法として制定
- 2 昭和45年(1970年)
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に改称
- 3 平成25年(2013年)
農林物資の規格化等に関する法律に改称
- 4 平成29年(2017年)
日本農林規格等に関する法律に改称

法律の目的

昭和25年(1950年)制定された農林物資規格法

目的

適正な規格の制定・普及によって、農林物資の品質の向上、生産の合理化、取引の単純・公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

現在のJAS法の目的



法第1条〔目的〕

この法律は、農林水産分野において適正かつ合理的な規格を制定し、適正な認証及び試験等の実施を確保するとともに、飲食料品以外の農林物資の品質表示の適正化の措置を講ずることにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取り扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する国内外における取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図り、

もって農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。

JAS制度の移り変わり(1)

JAS法制定：1950年(昭和25年)

制定の目的：農林物資に対する品質改善

- 粗悪品の排除
- 食品・農林水産品の品質向上

(参考)

1948年(昭和23年)：食品衛生法制定

1949年(昭和24年)：工業標準化法(JIS法)制定

JAS制度の移り変わり(2)

JAS法の主な改正

1993年(平成5年):品位、成分、性能の基準に加え、
生産の方法についても基準の制定可能

2005年(平成17年):ISOの考え方導入。

登録認証機関の基準にISO17065

2017年(平成29年):事業者の創意工夫を生かした商品特色
や農林水産物の輸出に生かせるJASの
制定を可能とした。

JAS法の沿革(1)



- 昭和25年、農林物資の規格と格付（検査）とが一体となったJAS制度を定める法律としてスタート。
- 昭和45年、一般消費者が品質を識別するために必要な表示を事業者に行わせる品質表示基準制度を導入。
- 平成29年、JASの対象をモノ（農林水産物・食品）の品質から、モノの「生産方法」（プロセス）、「取扱方法」（サービス等）、「試験方法」などにも拡大するとともに、JAS案を提案しやすい手続きを整備。

【制定・改正年次】

【主要な内容】

昭和25年	制定	<ul style="list-style-type: none">・ 題名は「農林物資規格法」・ 格付を国、都道府県が中心で実施（昭和26年改正により登録格付機関を創設）
昭和45年	改正	<ul style="list-style-type: none">・ 品質表示基準制度の導入（原則JAS制定品目を対象）・ 題名を「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に改称・ 規格を「品質についての基準」と定義
平成5年	改正	<ul style="list-style-type: none">・ 「生産方法に特色がある農林物資」の規格の創設・ 品質表示基準の対象の拡大（日配品などJASの制定が困難な物資も対象に）
平成11年	改正	<ul style="list-style-type: none">・ 登録認定機関制度（自己格付の制度）の創設・ 品質表示基準の対象を全ての農林物資に拡大

JAS法の沿革(2)



【制定・改正年次】

【主要な内容】

平成17年 改正

- ・ 「流通方法に特色のある農林物資」の規格の創設
- ・ 国、都道府県、登録格付機関による格付制度を廃止し、登録認定機関制度に一元化

平成25年 改正

- ・ 食品表示法の制定に伴い、品質表示基準のうち飲食料品部分が同法に移管
- ・ 題名を「農林物資の規格化等に関する法律」に改称

平成29年 改正
(2017年)

- ・ 題名を「日本農林規格等に関する法律」に改称
- ・ JASの対象を、「生産方法」（プロセス）、
「取扱方法」（サービス等）、「試験方法」などに拡大
- ・ JAS案を提案しやすい手続の整備
- ・ 農林水産大臣が登録する登録試験業者制度の創設

JAS制定当初の品目例(抜粋)

年 度	農林水産物	かん・びん詰	その他
昭和25年度 (1950)	こうぞ、みつまた、わら加工品		乾ししいたけ
昭和26年度 (1951)	枕木 電柱用素材		するめ こんぶ 乾したら
昭和27年度 (1952)	はっか	たらばがに缶詰 たらばがに瓶詰	煮干しイワシ 原料牛乳
昭和36年度 (1961)	木炭	さば水煮缶詰 いわし水煮缶詰 さんまかば焼缶詰	精製ラード ベーコン・ハム 魚肉ハム・ソー セージ
昭和37年度 (1962)	むしろ	あさり水煮缶詰 アスパラガス缶詰	しょうゆ



即席めん

乾めん類

マカロニ類

植物性たん白

しょうゆ

ウイスターソース類

風味調味料

ドレッシング

醸造酢

トマト加工品

にんじんジュース及び
にんじんミックスジュース

乾燥スープ

マーガリン類

ショートニング

精製ラード

食用精製加工油脂

食用植物油脂

ぶどう糖

異性化液糖及び
砂糖混合異性化液糖

ジャム類

果実飲料

炭酸飲料

豆乳類

農産物缶詰及び
農産物瓶詰

畜産物缶詰及び
畜産物瓶詰

水産物缶詰及び
水産物瓶詰

農産物漬物

ハム類

プレスハム

ソーセージ

ベーコン類

ハンバーガー
パティ

チルド
ハンバーグステーキ

チルド
ミートボール

削りぶし

煮干魚類

りんごストレート
ピュアジュース

パン粉

そしゃく配慮食品

素材

製材

枠組壁工法構造用製材及び
枠組壁工法構造用たて継ぎ材

集成材

単板積層材

構造用パネル

合板

フローリング

直交集成板

接着重ね材

接着合せ材

畳表

実は、これ。ぜ～んぶJAS製品なんです！

農林物資とは



JAS法第2条 〔定義〕

この法律で「農林物資」とは、

- ① 飲食料品及び油脂
- ② 農産物、林産物、畜産物、水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物資であって、政令で定めるもの

政令で定めるもの

観賞用の植物、工芸農作物、立木竹、観賞用の魚、真珠、いぐさ製品、

生糸、漆、竹材、木材（航空機用の合板を除く）、木炭及び農産物、林産物、畜産物又は水産物を原料又は材料とする飼料

※ 医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品は対象外

ただし、酒類にあつては、有機酒類のみ対象（JAS法第2条第2項第1号ロ）

JAS制度の枠組み



- JAS制度には、①モノ・サービス・取組などが規格に適合していることを第三者（登録認証機関）が確認する認証制度、②試験結果の信頼性を担保するため試験所の能力を確認する試験所制度がある。
- JAS認証制度及び試験所制度の手続には国際的に信頼あるISO基準を採用している。

